利益相反管理方針

（目的）

第１条　この方針は、コインチェック株式会社（以下「当社」という。）は、当社及び当社グループ会社（第10条に規定するものをいう。以下同様。）における取引に関し、暗号資産交換業者に関する内閣府令及び電子決済手段等取引業者に関する内閣府令（以下総称して「本関連内閣府令」という）に基づき、利用者の利益を不当に害することのないよう、暗号資産取引関連業務及び電子決済手段関連業務に係る利益相反のおそれのある取引を適正に管理することを目的とする。

（定義）

第２条　この方針における用語の定義は、次の各号に掲げるとおりとする。

（１）「利用者」とは、当社の業務（暗号資産交換業者に関する内閣府令に規定する暗号通貨交換業又は電子決済手段等取引業者に関する内閣府令に規定する電子決済手段等取引業）にかかる利用者をいい、自然人であるか法人であるかを問わない。

（２）「利用者関係情報」とは、当社の業務の遂行に関連して知りえた利用者の情報をいう。

（３）「当社従業員」とは、当社の指揮監督命令を受けて当社の業務に従事する従業員、契約従業員、嘱託従業員、派遣従業員、パートタイマー及びアルバイト等並びに当社の役員をいう。

（４）「利益相反のおそれのある取引（以下「対象取引」という。）」とは、当社又は当社グループ会社が行う取引等において、暗号資産取引関連業務及び電子決済手段関連業務に係る利用者の得られる利益を不当に害するおそれのあるものをいう。

（利益相反管理方針の策定・利益相反管理方針の概要の公表）

第３条　当社は、利益相反管理方針を策定し、その概要を公表するものとする。

（法令等の遵守）

第４条　当社従業員は、利益相反に関し適用のある法律その他の法令、諸規則、この方針ならびにその他の社内規程を遵守し、適正に業務を遂行するとともに、利用者の利益を不当に害することのないよう行動しなければならない。

（利益相反管理の対象となる取引の類型）

第５条　当社の「対象取引」の類型は、次のとおりとする。

類型	利用者と当社又は当社グループ会社	利用者と当社又は当社グループ会社の他の利用者との利害が対立する取引
利害対立型	類型A 利用者と当社又は当社グループ会社の利害が対立する取引	類型B 利用者と当社又は当社グループ会社の他の利用者との利害が対立する取引
競合取引型	類型C 利用者と当社又は当社グループ会	類型D 利用者と当社又は当社グループ会社

	社が同一の対象に対して競合する取引	の他の利用者とが競合する取引
情報利用型	類型E 当社が利用者との関係を通じて入手した情報を利用して当社又は当社グループ会社が利益を得る取引	類型F 当社が利用者との関係を通じて入手した情報を利用して当社又は当社グループ会社の他の利用者が利益を得る取引

なお、利益相反管理の対象となる取引の特定方法は、別紙１に記載する。

（「対象取引」の管理方法）

第６条　当社は、「対象取引」を特定したときは、その取引の特性に応じ、次の各号に掲げる方法又はその他の方法を選択若しくは組み合わせることにより、「対象取引」を管理し、利用者の保護を適正に確保するものとする。

（１）対象取引を行う部門と利益が害されるおそれのある利用者（以下「当該利用者」という。）と取引を行う部門との分離

（２）対象取引又は当該利用者との取引の条件または方法の変更

（３）対象取引又は当該利用者との取引の中止

（４）当該利用者への対象取引に伴い利益が不当に害されるおそれがあることについての開示

（５）その他の方法

（利益相反管理体制）

第７条　当社は、「対象取引」の管理を行うにあたり、営業部門から独立した利益相反管理統括部署を設置し、「対象取引」の特定及び利益相反管理を一元的に行う体制を構築する。また、利益相反管理を適切に遂行するために利益相反管理担当者を設置するものとする。

（１）利益相反管理統括部署の職務

利益相反管理統括部署は法務・コンプライアンス本部 法務・コンプライアンス部とし、この方針に従い、以下の業務を行う。

1　「対象取引」の類型化を行うこと。

2　利益相反管理担当者より報告された「対象取引」につき、当社の業務内容・特性・規模を勘案し、適切であるかを検証し「特定」すること。

3　「対象取引」を特定した上で、各利益相反管理担当者に対し、この方針等に従い、取引条件又は方法の変更、取引の中止、情報隔壁措置の実施、利用者からの同意の取得又は利用者及び関係当事者への情報開示等、「対象取引」の管理方法を選定し、必要な処置を指示すること。

4　上記③の指示を受けた利益相反管理担当者から、当該指示を受けた事項にかかる措置の実施状況についての報告を受けること。

5　利益相反管理に必要な情報等を集約すること。

6　上記①から⑤の処理状況等について、コンプライアンス委員会に報告すること。

（２）利益相反管理担当者の職務

利益相反管理担当者は、原則として各部室長とし、この方針に従い、以下の業務を行う。

1　担当部署の当社従業員より、「対象取引」の報告を受けること。

2　担当部署の当社従業員に対し、利益相反に関して監視し、「対象取引」を管理すること。
3　上記①及び②により得た情報につき、その内容を確認の上、速やかに利益相反管理統括部署に報告を行うこと。
4　「対象取引」について、利益相反管理統括部署の処置の指示（前号の③に規定する指示をいう。）に従い、「対象取引」について必要な対応を行うこと。
5　上記④に基づく対応の実施状況について、利益相反管理統括部署に報告すること。

（「対象取引」の特定のプロセス）
第８条　当社において定める「対象取引」は以下のプロセスで特定する。なお、新たに業務を開始するとき及び第10条で規定するグループ会社が加わったときは、利益相反管理統括部署において、あらかじめ「対象取引」を特定・類型化するものとする。
1　利益相反管理統括部署は、「対象取引」の類型化を行う。特定した「対象取引」の具体例は別紙２のとおりとする。
2　当社従業員は、「対象取引」を行うにあたって、利益相反管理担当者に対し当該業務の内容及び利用者に関する情報の報告を行う。
3　利益相反管理担当者は、当社従業員から報告を受けた内容について確認の上、利益相反管理括部署に報告を行う。
4　利益相反管理統括部署は、報告を受けた個別の取引について、当社の業務内容・特性・規模を勘案した上で「対象取引」を特定し、その管理方法を選定した上でその対応を実施させる。

（利益相反にかかわる情報の管理）
第９条　利益相反管理担当者は、この方針等に従い、各部室において行われる業務に係る情報につき、検索可能な状態で管理・保管するものとする。
２　利益相反管理統括部署は、この方針等に従い、「対象取引」の特定及びその管理のために行った措置について記録し、作成の日から５年間保管するものとする。

（利益相反管理の対象となる会社の範囲）
第10条　当社における利益相反管理の対象となるグループ会社は以下に掲げる会社とする。
1　Coincheck Group N.V.
2　マネックスグループ株式会社
3　マネックス証券株式会社
4　その他、当社において管理が必要と認める会社

（教育・研修等）
第11条　この方針の目的を達成するため、利益相反管理統括部署等において、利益相反に係る対応等に関する教育・研修を継続的に行うものとする。

（検証）
第12条　利益相反管理統括部署等は、この方針に沿って、対象取引の特定及び利益相反管理を的確に実施するとともに、その有効性を適切に検証する。

（規程の改廃）
第13条　　この方針の改廃は、社長執行役員の決定による。

2020年５月１日（制定）
2023年４月１日（改定）
2023年９月１日（改定）
2026年９月25日（改定）

別紙１（第５条関係）

（利益相反管理の対象となる取引の特定方法）

対象取引は、個別具体的な事情に応じて対象取引に該当するか否か判断する。例えば次に掲げる取引等について、対象取引に該当する可能性がある。

（1） 利用者が自己の利益を優先させてくれると合理的な期待を抱くとき
（2） 利用者の犠牲により、当社が経済的利益を得るか又は経済的損失を避ける可能性があるとき
（3） 利用者との取引の結果、利用者の利益とは明確に区別される利益を取得するとき
（4） 利用者の利益よりも他の利用者を優先する経済的その他の誘因があるとき
（5） 利用者以外の者との取引に関連して、通常の手数料や費用以外の金銭、財貨若しくはサービスの形で誘因を得るとき、又は将来得ることになるとき

なお、当社は、利益相反に該当するか否かの判断において、当社のレピュテーションに対する影響がないか等の事情も総合的に考慮する。

別紙２（第８条関係）

類型	「対象取引」の具体例	管理方法
【類型Ａ】利害対立型	利用者と当社又は当社グループ会社の利害が対立する取引	
	利用者から売買注文を受けた暗号資産又は電子決済手段について、自己勘定取引、引受けへの参加又は受託者・運用者等を通じ、何らかの関与をしているとき	（ｉ）利用者への事実の開示 （ii）他の取引と同一条件で取引をすること （iii）その他の方法
	自社発行の暗号資産又は電子決済手段、自己勘定において保有する暗号資産又は電子決済手段を利用者に奨励・販売するとき又は自己が運用を受託している利用者資産に組入れるとき	（ｉ）利用者への事実の開示 （ii）取引の中止 （iii）その他の方法
	利害関係者が発行又は組成する暗号資産又は電子決済手段を、利用者に奨励・販売するとき	（ｉ）利用者への事実の開示 （ii）取引の中止 （iii）その他の方法
【類型Ｂ】利害対立型	利用者と当社又は当社グループ会社の他の利用者との利害が対立する取引	
	対立関係にある複数の利用者に対し、資金調達（暗号資産の発行・引受け等）に係る助言等を提供するとき	（ｉ）取引条件の変更 （ii）一方の取引の中止 （iii）利用者への事実の開示 （iv）その他の方法
【類型Ｃ】競合取引型	利用者と当社又は当社グループ会社が同一の対象に対して競合する取引	
	当社及び当社グループ会社と利用者とが同一の会社に対するM&Aを行うときにおいて、その利用者に対してM&Aに関するアドバイザリー業務を行うとき	（ｉ）取引の中止 （ii）アドバイザリー業務の中止 （iii）その他の方法
【類型Ｄ】競合取引型	利用者と当社又は当社グループ会社の他の利用者とが競合する取引	

	競合関係にある複数の利用者に対し、資金調達（暗号資産の発行・引受け等）に係る助言等を提供するとき	（ⅰ）取引条件の変更 （ⅱ）一方の取引の中止 （ⅲ）利用者への事実の開示 （ⅳ）その他の方法
【類型Ｅ】情報利用型	当社が利用者との関係を通じて入手した情報を利用して当社又は当社グループ会社が利益を得る取引	
	暗号資産又は電子決済手段に係る利用者の潜在的な取引情報を知りながら、当該暗号資産又は電子決済手段について自己勘定取引を行うとき	（ⅰ）部門間の情報の遮断 （ⅱ）取引の中止 （ⅲ）利用者への開示 （ⅳ）その他の方法
	利用者の不良債権に係る情報を有しながら、当該資産について自己勘定取引を行うとき	（ⅰ）部門間の情報の遮断 （ⅱ）利用者への事実の開示 （ⅲ）取引の中止 （ⅳ）その他の方法

【類型Ｆ】情報利用型	当社が利用者との関係を通じて入手した情報を利用して当社又は当社グループ会社の他の利用者が利益を得る取引	
	利用者に引受け又は暗号資産又は電子決済手段発行に関する助言等を行いながら、他の利用者に当該暗号資産又は電子決済手段の取引の奨励を行うとき	（ⅰ）利用者への事実の開示 （ⅱ）他の取引と同一条件で取引をすること （ⅲ）その他の方法
	資金調達に係る助言の提供先又は与信先等である利用者に関する投資リサーチを提供するとき	（ⅰ）関係部門の分離 （ⅱ）取引の中止 （ⅲ）その他の方法
【その他】	レピュテーションリスク等	
	他社の役員その他会社の経営方針の決定に重要な影響を与えることのできる地位にある従業員を擁している時に、当該会社の発行する暗号資産又は電子決済手段に係る取引を行うとき	（ⅰ）他の取引と同一条件で取引をすること （ⅱ）その他の方法
	暗号資産交換業又は電子決済手段等取引業に従事する従業員が、利用者の利益と相反するようなおそれのある贈答や遊興（非金銭的なものを含む）の供応を受けるとき	（ⅰ）利用者への事実の開示 （ⅱ）その他の方法
	暗号資産交換業又は電子決済手段等取引業に従事する従業員が、競合関係にある他会社（又は自営業、会社経営含	（ⅰ）就業規則に従い、副業届を行うこと （ⅱ）その他の方法

	む）で副業し、当社で知り得た機密情報を利用したとき	